⑼　その他参考となる事項：

記載要領

１．最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。

２．続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。

３．２．の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第５項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

４．報告者が事業者の場合、２．の「業種」・「業種番号」（４桁）を、日本標準産業分類から記載すること。

５．２．の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。

６．２．の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

７．３．⑴の「事務の名称」は、「個人番号利用事務」を選択した場合に、特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載すること。

８．３．⑺の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。

９．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。